○厚生労働省告示第二百六十一号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第六条の規定に基づき、平成二十二年度の標準報酬月額修正率を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

〇・九九七七九四一八

○厚生労働省告示第二百六十二号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項の規定に基づき、厚生労働大臣が変更する自動変更対象額を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（平成二十二年厚生労働省告示第三百七号）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千六百五十円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定により就職促進手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額の範囲となる額　四千六百五十円以上一万千七百七十円以下の額

○厚生労働省告示第二百六十三号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、厚生労働大臣が変更する控除額を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（平成二十二年厚生労働省告示第三百八号）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

千二百九十九円

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町谷山字大高一三六の一、一三七から一四三まで、一四六、三四二から三四七まで、三四七の一、三四八、三四九、三五〇の一、三五〇の二、三五一から三五七まで、字黒岩一四四、一四五、一四七から一五〇まで、一五〇の一、一五〇の二、字蔵王二二八の二から二二八の五まで、二二九の一、二二九の二、字八坂三一四、出石町寺町字一ノ谷二三八、字伯父ガタワ二三九、字カゴ谷二四〇、二四一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町佐々木字鍛治屋九の一から九の六まで、一〇の一から一〇の四まで、一〇の六、一三五三から一三五五まで、一三五六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鍛治屋九の一・九の二・九の四・一〇の四・一〇の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一三五三から一三五六まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町剣字宮ケ洞二〇八七の六一から二〇八七の六三まで、二〇八七の八四、二〇八七の九一、二〇八七の九三、二〇八七の一〇〇、二〇八七の一〇四、二〇八七の一〇五、二〇八七の一〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市長島町鍋山字鍋山一の三〇、一の三一、一の三六三、長島町久須見字前平五八七の一、五八七の二、五八八の一、五八八の二、五八八の一四から五八八の一六まで、五八八の一八から五八八の二〇まで、五八八の一の一、五八九の一の二、五九二の二、五九七、五九八の一、串原字釜井一九二九の二二から一九二九の二四まで、上矢作町字奥達原一一七一の四三四、一一七一の四三五、字達原一二八五の三三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町板殿字白山四七三の一、四七三の二、四七四の一、四七四の三、四七六、字牛谷五二〇から五二二まで、五二四の一、五二九の一、五二九の二、五五六の一、五五六の二、字ハカ沢上五六八の六、五六八の九、五六八の一二、五六八の一三、字水コト五七〇、五七二、五七三の二、五七四の一から五七四の四まで、五七八の一、五七八の二、字クゴシリ五八七、国府町今字黒洞六三三、六三六の一から六三六の三まで、六三八、六三九、六四二の一、六四三から六五一まで、六五二の一、六五二の二、六五三の二、六五三の三、六五四から六五六まで、六五七の一、六五七の二、六六〇から六六三まで、六六五から六七〇まで、六七二から六七八まで、六八一、六八二、六八四から六八七まで、六九一、六九二の一、六九三、六九五から七〇〇まで、七〇三の一、七〇四の一、七〇四の二、七〇五の一から七〇五の三まで、七〇六、三福寺町一四九一、一四九二、一四九四、一五〇一、一五〇二の一、一五〇三、朝日町西洞字若林一六二八の一（次の図に示す部分に限る。）、新宮町一六五九、一六六〇の一から一六六〇の三まで、一六六三の一から一六六三の五まで、一之宮町字三ノ瀬五五六〇・字新田洞七八三八・七八四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）